広報

与 目黒法人会

http://www.tohoren.or.jp/meguro/ E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

が 大性の SHII-NO-KI



目黒の歳時記:碑文谷八幡宮例大祭

9月19~20日の碑文谷八幡宮例大祭において、氏子20町会の神輿がそれぞれに町内を渡御し、順次境内に入り神輿渡御が行われる。神楽殿前に3町会がそろい、揉んでいる光景です。

毎年のことですが、大変な人出で賑わいぶりが伝わってきます。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は1月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	よくわかる事業承継 第5話8
新会長挨拶	2	健康エッセイ 10
税務署からのお知らせ	3	商工まつり・区民まつり 11
都税事務所からのお知らせ	6	イベント情報 12
区役所だより	7	編集子/編集後記

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、 "税"を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

*10*2015 秋号

No.166

税を考える週間

消費税期限内納付

新任会長ごあいさつ



第 10 代会長 **竹 内 靖 博**

第5回通常総会後の臨時理事会にて、

様々な事業活動を推進してきました。

成するため、 ために、会員並びに地域社会に応えるよう様々なニーズの研修、セミナー 普及を図るため、 の開催強化、民間活力による地域社会への公益貢献を図り、その使命を達 企業への支援・研鑽として企業経営の健全化並びにその向上発展に資する 知識の普及、納税意識の高揚のための、税法・税務関係研修、 身の引き締まる思いでありますと共に責任の重さを痛感しております。 ある第10代会長をお引き受けさせて頂くことは、私にとって大変光栄に存じ に公益法人としての運営が重要な時期に優秀な諸先輩方をさしおいて、名誉 皆様の温かいご支援を頂き、定款に定義された、公益社団法人として税 公益法人制度改革による公益社団法人目黒法人会として5年目になり、 一体となって組織的な事業活動を積極的に展開することが、 セミナー、 更

ご苦労さまでした

挙げております。

り、童謡コンサート等に代表される社会貢献事業も着実にその成果を の地球温暖化対策書提出活動、ウィラブ目黒清掃活動、中目黒阿波踊 など、税を中心とした法人会活動に加え、また、社会情勢の変化にも

迅速に対応しながら、会員企業の相互の情報交換、地域社会に向けて

題に対応し、皆様のご協力を頂き乗り越えてきたこと、さらには、次

税に関する絵はがきコンクール

世代を担う子どもたちへの租税教室、

ております。 が要求されています。 ナンス(組織をまとめて治める)とコンプライアンス(法令や条例を遵守) 公益社団法人は公益目的事業を行う能力・体制が整っているためのガバ 組織強化と健全な財政を当面の課題にしたいと考え

相馬熊郎会長

私の使命と心得ています。

しあげます。 税務署、東京都目黒都税事務所、目黒税務連絡協議会、区内友誼団体、 い、公益社団法人として認知度を上げ、その使命を達成するために、目黒多くの会員の方のご参加を頂き、ますます活発で有意義な事業展開を行 た、当会役員の皆様また会員の皆様の絶大なるご支援とご協力をお願い ま

第9代

就任のごあいさつとさせて頂きます。 会員各位の皆様のご隆昌とご多幸を心より祈念いたしまして、

会長退任のごあいさつ

第9代会長 **目 馬 熊 良**

熊郎

事を拝命してまいりました。 としては当会の会長、 1期2年お引き受けいたしました。法人会活動 この間、 公益社団法人としての組織・ 東京法人会連連合会の理

(25年第3回通常総会にて、

に取り組んできました。特に、コンプライアンス及びガバナンスの問 「域企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、イベント等 しに注力し、正しい税知識の普及や納税意識の 制、事業活動の充実並びに財務体質の改善見直

しております。 た法人会運営に一層努力され、これまで以上に、愉しい法人会として 会員の皆様はもとより、一般の皆様にも当会の公益事業活動に積極的「竹内会長と多くの新役員のもと、より一層の綱紀・倫理観を保ち、 税務当局より一段の評価をされる、誇れる組織に発展するように期待 に参加してもらえるよう、 公益性の増進に努められると共に、開かれ

の竹内靖博新会長のもと、更なるご協力、ご支援を宜しくお願 上げます。 皆様には公益社団法人目黒法人会をより一 ラ支援を宜しくお願い申し層ご理解頂き、これから

目黒都税事務所長そして目黒税務連絡協議会、区内友誼団体の皆様、 最後になりますが、目黒税務署長をはじめ、 在任中大変お世話になりました。衷心より御礼申し上げます。 AIU損害保険㈱、 会員福利厚生制度の推進等ご協力いただきました大同生命保険 アメリカンファミリー生命保険会社の皆様に 署幹部の皆様 正かつ円滑に実現する。」とい中で、「納税者の自発的な納税関心は一層高まっています。

lかつ円滑に実現する。」という国税庁の使命·で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適

こうした状況の

組織改革や業務効率化を進

消費税率のアップにより、国民の税に対する定化等を改正内容とする国税通則法の改正や困難化しています。また、税務調査手続の法

CT化の進展により、調査・徴収事務が複雑・員が減少する一方で、経済取引の国際化とⅠ

員が減少する一方で、

着任のごあいさつ

Ì

ムペー

-ジの充



目黒税務署長 方 正



益 良

より法人会活動を通じ、税務行政に対しまし竹内会長をはじめ会員の皆様方には、日頃 よろしくお願い申し上げます。 た諏方でございます。前任の中林前署長同様、 こ清栄のこととお慶び申し上げます。 部資料調査第二課から転任してまいりまし 今夏の人事異動により、東京国税局課税第 社団法人目黒法人会の皆様には、

多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。取り組まれるなど、税務行政の円滑な運営に小学生に対する租税教育の充実にも積極的に小第演会を開催されるとともに、将来を担う設の高揚を図るため、税に関する様々な研修 厚く御礼申し上げます。 さて、税務行政を取り巻く環境は、 目黒法人会は、「よき経営者を目 指すも 国税職

格別のご理解と多大なるご協力を賜り、

され、来年1月から順次、利用が開始されるれます。個人番号と法人番号がそれぞれ通知制度(マイナンバー制度)の番号通知が行わいよいよ、今月10月より社会保障・税番号 ではなく、納税者の皆様方の利便性向上にもにつきましては、私どもの事務の効率化だけんでいただいておりますe-Taxの利用拡大また、貴会の事業計画の基本方針に盛り込また、貴会の事業計画の基本方針に盛り込 伴い、 ただきますよう、よろしくお願いいたします。 然防止に努めてまいります。 でございますので、 利用拡大がございます。 利用促進に向けた取組みを引続き推進してい つながるものでございます。 納の未然防止重点署』として消費税滞納の未 にあります。 しては、消費税滞納の未然防止とe-Tax 今事務年度の目黒税務署の重点課題としま 全国的に消費税の滞納残高 消費税は預かり金的性格のも 、目黒税務署は『消費税滞税は預かり金的性格のもの費税の滞納残高が増加傾向ます。先般の消費税増税に 会員の皆様方の

ことになっております。 ホームページでお知らせしているところでは野で使用する各種様式の変更などを国税庁の てまいります。 研修会を開催するなど、さらなる広報に努め ありますが、制度の円滑な導入に向け、説明会・ 税分野における番号制度の情報 玉 **一税分**

願いいたします。 多大なる御支援をいただいているところです ンバー制度の導入と定着に向けた御協力を 法人会の皆さまには、 今後とも、 e−Taxの利用促進、マイナ 様 々な取組を通して

が、

並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしま人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝 して、着任のあいさつとさせていただきます。 結びに当たりまして、 公益社団 法人目 黒 法

日里稻黎罗 完期人事異動 (巫成 27 年 7 日 1 ○ 口)

新					旧				
氏名		異動元		氏名		異動先			
	署長	諏方	正良	局 課一 制	料調2 課長		中林	英夫	退職
副	(個人担当)	吉田	賢一郎	(留任)			吉田	賢一郎	(留任)
副署長	(法人担当)	内田	豊子	玉川 総	務課長		阿部	俊夫	局 調一 特官
長	(総務担当)	福山	命	筑紫 総	務課長		齋藤	英男	局 総務 税務相談 主任相談官
特別	川国税調査官(法人)	山下	恭史	(留任)			山下	恭史	(留任)
総和		吉澤	勝美	大月 総	務課長		友永	将之	京橋 総務 課長
特別	別国税調査官(法人)	若松	久則	(留任)			若松	久則	(留任)
法丿	、課税第1部門統括官	丸屋	剛	局 課二 彩	↓調3 総括主	査	平川	正男	平塚 管運 1 統括官
法丿	、課税第2部門統括官	三井	美紀子	荻窪 法	人1 上席		池森	信雄	新宿 法人 9 統括官
法丿	、課税第3部門統括官	鈴木	宗利	(留任)			鈴木	宗利	(留任)
法丿	、課税第4部門統括官	横山.	正幸	目黒 法人	、1 連調官		西山	節子	局調三 調35 主査
法丿	、課税第5部門統括官	山本	晃二	(留任)			山本	晃二	(留任)
法丿	、課税第6部門統括官	橋本	直	局 調一 特	調査官 調査	官	上野	綾子	藤沢 税務広報官
情幸	服技術専門官(法人)	安部	伸昭	(留任)			安部(申昭	(留任)
審理	里専門官(法人)	青柳	和美	(留任)			青柳	和美	(留任)
連絲	各調整官(法人)	百武	順子	厚木 法人	、1 総括上層	常	横山〕	E幸	目黒 法人4 統括官
法人	人審理担当上席	財津	由美子	(留任)			財津	由美子	(留任)
源县	泉審理担当上席	七澤	満里子	麻布 法	人3 上席	:	渥見	智臣	麻布 法人3 上席

2

「税を考える週間」

テーマ:税の役割と税務署の仕事

「税を考える週間」とは、国民の皆様に、より能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として行っている広報・広聴週間です。 本年度のテーマは「税の役割と税務署の仕事」であり、税の役割と国税庁の適正・公平な課税と徴

本年度のテーマは「税の役割と税務署の仕事」であり、税の役割と国税庁の適正・公平な課税と徴収のための取り組みを紹介するとともに皆様に税のあり方について考えていただき、税務行政に対する理解を深めていただくための各種行事を行います。

開催行事	開催日程	会場等	摘要
税務講演会 講師:目黒税務署 諏方 正良 署長 テーマ:「税の役割と税務署の仕事」	11月17日火 午後6時~7時	目黒区総合庁舎大会議室	出席ご希望の方は目黒法 人会にご連絡ください。
マイナンバー説明会 講師:小林マネジメントサービス 小林 富佐子 社会保険労務士	午後7時~8時	(上目黒 2 - 19 - 15)	当日のご出席も歓迎いた します。
納税表彰式	11月12日(木)	目黒区総合庁舎大会議室 (上目黒 2 - 19 - 15)	式典終了後祝賀会
東京税理士会目黒支部による税の無料相談	11月16日(月) 午前11時~ 午後4時	日黒区総合庁舎 1 階休憩コーナー (上目黒 2 - 19 - 15) フレル・ウィズ自由が丘 (自由が丘 1 - 6 - 9) 東京税理士会目黒支部 (中目黒 5 - 28 - 17)	相談希望の方は当日会場 へお越しください。
税の作文・標語等の展示	11月11日(水) ~11月17日(火)	目黒税務署 1 階ロビー (中目黒 5 - 27 - 16) 目黒区総合庁舎 1 階休憩コーナー	左記の期間ご自由にご覧 いただけます。

平成 27 年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

本年も、以下の日程で年末調整等説明会を開催します。是非ともご出席くださいますよう、よろしくお願い致します。

		- AL - L	=\/== ^ ^ !=	1151115 ()
開催日	開催時間		説明会会場	対象地域 (※)
11月16日(月)	用紙配布	午後 1時00分 ~ 1時30分		大岡山・柿の木坂・自由が丘・洗足・平町・ 鷹番・中央町・中根・原町・東が丘・
	説明会	午後 1時30分 ~ 4時00分		には、中央町・中低・原町・泉が丘・ 碑文谷・緑が丘・南・目黒本町・八雲
11月17日火	用紙配布	午後 1時00分 ~ 1時30分	めぐろパーシモンホール (大ホール)	 青葉台・大橋・上目黒・駒場・五本木・ 下目黒・中町・中目黒・東山・三田・目黒・
	説明会	午後 1時30分 ~ 4時00分	【 人 小 一 ル)	花天寺

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。 【問い合わせ先】

- ◎説明会及び用紙請求など、ご不明な点がございましたら、下記までお願いします。
 - 1 説明会及び源泉所得税関係について目黒税務署 源泉所得税担当 03-3711-6251 内線 322 ~ 324
 - 2 用紙請求及び法定調書関係について目黒税務署 管理運営部門 03-3711-6251 内線 635・622・625
 - ※自動音声案内にしたがって、説明会、用紙請求については「2」番(税務署)を選択してください。 なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談 センターをご利用ください。
 - **3 用紙請求 (区役所関係) 、給与支払報告書及び住民税特別徴収について** 目黒区役所 税務課 課税第一〜第三係 03-5722-9820 ~ 9825 (直通)

会場の駐車場(有料)は限りがありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

法人の皆さまに法人番号をお届けします

~ まもなく通知が始まります!! ~

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。

1 法人番号の概要 ~法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」~

- 「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号(13桁)を指定します。(※1)
- 「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の<u>登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知書を郵</u>送します。(*2)
- 「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報(①名称、②所在地、③法人番号)を、<u>インターネット(国税庁法人番号公表サイト)で公表します。</u>
 - (※1)法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。
 - (※ 2) 通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

(例) 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

(例)複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報 に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

(例) 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・ 申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

▶内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html) やマイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178)をご利用ください。

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

➤国税庁ホームページのトップページの **は関係が**をクリック http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

➤国税庁法人番号公表サイト(http://www.houjin-bangou.nta.go.jp)(平成27年10月開設) では、法人等の 3 情報(①名称、②所在地、③法人番号)の検察・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。

マイナンバーキャラクターマイナちゃん

目黒都税事務所からのお知らせ

目黒部就事務所の電話電号が変わります!

<変更前>

03 (3715) 1111 平成27年12月4日(金)まで



<変更後>

03 (5722) 9001

平成27年12月7日(月)から

- ※ 目黒区役所の代表番号 03(3715)1111とは別の電話番号となります。
- ※ 目黒都税事務所の場所は変わりません。

た合理が悪いが珍見しました

目黒区の個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税を所管する <u>渋谷</u>都税事務所が9月24日(水に移転しました。移転後の仮庁舎は、渋谷区役所 仮庁舎と同じ建物ではありませんので、ご注意ください。



<移転先(仮庁舎)> 渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階 <お問い合わせ先> 渋谷都税事務所 03-5420-1621

耐震化のための建蓄え又は改修を行った住宅に対する 国定資産税・都市計画税を減免します (23図列)

<耐震化のための建替え>-

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

- <耐震化のための改修> -

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、 平成27年12月31日までの間に、現行の耐震 基準に適合させるよう一定の改修工事を施し たもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、 居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分 まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用 後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので ご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

区役所だより

社会保障・税番号制度 (マイナンバー) が始まります

◆マイナンバー制度とは

住民票のある全ての方に、1人1つの12桁の番号(マイナンバー)を付番し、この番号を、 社会保障・税・災害対策の分野で活用する制度です。

他の市区町村などとの間で所得や福祉サービスの利用状況等のデータを連携することで、各種 手続の簡素化、公平な税負担の実現、また、不正受給を防止して社会保障をより的確に提供する などの効果が期待されます。

◆マイナンバーの通知(平成 27 年 10 月下旬から)

マイナンバーを記載した「通知カード」は、すべての住民を対象に、簡易書留(転送不要)で住民票の住所に郵送されます。 「通知カード」にはマイナンバーのほかに、住所・氏名・生年月日・性別が記載されています。

マイナンバーは、中長期在留者や特別永住者等の外国人の方にも通知されます。

◆個人番号カードとは

「個人番号カード」は、顔写真付きのICカードで、本人確認の身分証明書として使用できます。

また、「個人番号カード」は電子認証を含んでおり、国税の確定申告オンライシステム (e-Tax) による 電子申告にも使用されます。

「個人番号カード」は、希望者からの申請により交付されるカードです。10月以降に届く通知カードに申請書が同封されます。 希望者は、封筒に入っている説明書で申請方法をご確認ください。



通知カード



個人番号カード

◆マイナンバーの利用開始(平成28年1月)

社会保障・税・災害対策の分野のうち、法律で定められた事務手続の際にマイナンバーを利用します。

◆個人番号カードの交付開始(平成28年1月)

申請いただいた方に「個人番号カード」の交付を開始します。

◆民間事業者もマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、税や社会保障の行政手続きのために、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に記載することになります。

事業者向けのマイナンバーの取扱いについては、特定個人情報保護委員会ホームページ (http://www.ppc.go.jp/legal/policy/) をご覧ください。

◆マイナンバーに関するお問い合わせ

◇国のコールセンター 電話 0570-20-0178

 $9:30 \sim 22:00$ (土・日曜日、祝日は 17:30 まで。年末年始を除く) 外国語 (*) 対応 電話 0570-20-0291

*英・中国・韓国・スペイン・ポルトガル語

◇目黒区のコールセンター 電話 03-5722-9362

9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

外国語対応 (英・中国語)

◆通知カード・個人番号カードのコールセンター 電話 0570-783-578

8:30~22:00 (土・日曜日、祝日は9:30~17:30。年末年始を除く)

外国語 ^(*) 対応 電話 0570-064-738 *英・中国・韓国・スペイン・ポルトガル語

担当: マイナンバー制度全般に関すること 政策企画課 ☎03-5722-9106

通知カード・個人番号カードに関すること 戸籍住民課住民記録調整担当 ☎03-5722-9349

事業承継の第一歩を踏み出しましょう よくわかる事業承継 第5話 (最終回)

税理士法人 みらいコンサルティング

問題にどう取り組んでいけば良いの 本シリーズではこれまで4回にわた けて対策を講じることが必要です。 3大課題があり、一定の時間をか 金(納税資金を含む)の手当という 含む) ©自社株式の移譲に伴う資 える環境の整備 かを概観しておきたいと思います。 事業承継の勘所を見てきました 今回は最終回として、事業承継 小企業の事業承継においては、 (事業計画の策定を B 承継者が腕を揮

■もし今相続がおこったら

準備をしていない会社で、もしオー ナーが急逝したら何がおこるので いきなりですが、事業承継への

多ければ多いほどいろいろな声が錯 が迷走するでしょう。 う疑問符が投げかけられるからです。 係者から「あそこは大丈夫か」とい その企業は存亡の危機に見舞われる でしょう。社員を含む多くの利害関 優れた経営者であればあるだけ、 そのことも相まって、後継者選び 利害関係者が

綜するからです

遺産を巡ってお定まりの騒動が勃発 自社株式が相続人の間に分散してい するでしょう。(妥協の産物として 決まらなければ、オーナーの多額 影響が及ぶことになります。) くことになって会社の経営に重大な 遺産の多くを占める自社株式につ 誰がどのように引き継ぐかが

ことになるでしょう。 税率は引き上げられました。 り、相続税の納税額を押し上げます。 等の評価減の特例などの相続税法上 税の申告期限を迎えることになれ が計算した相続税額の大きさに驚く 大きく引き下げられています。最高 の優遇措置が利用できないことにな 遺産分割協議がまとまらずに相続 相続税の基礎控除の額が今年から 配偶者の税額軽減や小規模宅地 税理士

ないとか、 がわかり、 してみても、 急場しのぎに、物納、 万事休することになりま 相当の利子税が必要とか 物納要件をクリアでき 延納を検討

朗 遇措置があるので、相続人にとって 年10月以内の譲渡であれば一定の優 らうこともできます。相続発生後3 員持株会を含む。)に買い取っても 資金面での支えとすることができま

■後悔しないために

す。 ことだけはお分かり頂けると思いま 策を講じないままに相続が絡んでく ることは絶対に避けるべきだという リーですが、事業承継になんらの対 以上は悲観的に過ぎるストー

課題に道筋をつけておくことが必要 ナーは冒頭に記したAから©の3大 後々後悔しないためには、 オー

要な要素です。第1回目、 に詳述しているので確認しておいて Aはその後の進め方を左右する重 第2回目

更に言えば今後の会社の在り方その あり、ここでは割愛します。 が、広範かつ個別性の強いテーマで ものとも絡むとても重要な課題です Bについては、A、©とも絡み、

要なポイントとなります。これまで るだけ幅広く見ていくことにします。 と重複する部分もありますが、 ©については、自社株式の評価(譲 課税価額)の引き下げが重 でき

■自社株式の評価引き下げの工夫

相続した株式を会社

(従

り返っておきましょう。 回目で記載しています。 自社株式問題については3回 要点を振 目

株式の保有は社長の座(経営権) 図る、というものでした。 なくとも2/3を)後継者に集約す 担保する重要な要素、できるだけ多 るなかで自社株の評価の引き下げを たは贈与による、 くの株式を(できれば100%、 基本的な方向性としては、 ②後継者への移譲は、 ③法令を遵守す ① 自 社 譲渡ま

とになります。 価通達」)を踏まえて工夫をするこ しては、国税庁の評価通達(以下「評 自社株の評価を引き下げる方法と

が取り込めるかどうか検討して見ま ❷純資産価額方式又は❸これらの併 定)を大きくして類似業種比準方式 業員数、純資産価額、取引金額で判 価が低く出るので、会社の規模 純資産価額方式による場合より評 的には類似業種比準方式による方が 用方式が採用されます。そして一般 規模に応じて、❶類似業種比準方式、 になりますが、 (工夫例その1) 大雑把なくくり方 評価通達では、

については第4回で述べています。 より会社の規模を大型化させる方法 (注) グループ会社同士の合併に

を優先して検討することがいいで 企業経営に影響を及ぼさない方法 の支給の実施等、 役員の退任に伴う役員退職慰労金 例えば、 な株価対策となります。この場合、 額を抑制することができれば有効 額算定方式では、 を与えられています。そこで所得金 金額」は他の要素の3倍のウェイト して使用しますが、この中で「利益 金額」「純資産価額」を主な要素と (工夫例その2) 含み損のある資産の売却、 できるだけ本来の 「配当金額」「利益 評価通 達 の評 価

ません。) 形となり、 会社の高 必要があります。 り離し後に於いても「類似業種比準 離して(子会社化)、株価を下げる りますが、高収益の事業部門を切り 方式」が適用されるようにしておく 方法もあります。この場合には、 (工夫例その3) い評価の株式を抱え込む 評価の引き下げにはなり 特殊な方策とな (でなければ、子 切

ち株価額を引き下げることが 持株会を組成し、そこにオーナー 響を及ぼすことなくオーナーの持 株を売却すれば、 方法とは違いますが、会社に従業員 (工夫その4) 株の評価を下げる 経営権に大きな影 でき

|自社株の移譲は余裕をもって

ます。 ります。 渡)があります。家族等に譲渡する たオーナーには譲渡所得税がか い取り資金が必要です。 式が適用され評価額が相当下がり 場合には株価が高めに評価されま 後継者 第3者への譲渡だと配当還元方 いずれの場合も、 (売却)と贈与 (無償の譲 へ株式を移譲する方法と 後継者に買 株を譲渡し

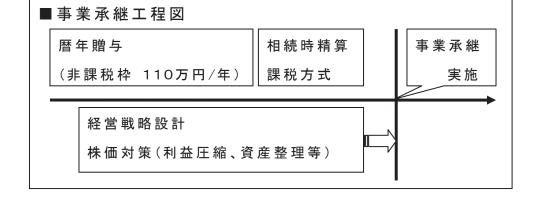
を使用するので、株価が上がった場 時の株式の評価額は贈与時の価額 続税を払うことになりますが、その めて相続財産に繰り入れた上で相 ものです。 贈与税ゼロで贈与ができるという 定の年齢制限がありますが、親から することも良いでしょう。これは一 税制度」(以下「精算課税」)を利用 で、どこかの時点で「相続時精算課 分が非課税で移譲できます。その上 有効です。10年で、1,100万円 利用して、年々贈与していくことが 税の非課税規定(年110万円) 合もありますが)。 合には有利性が高まります 後継者に株を贈与する場合、 孫に累計で2500万円までは 相続が発生した時点で改 (逆

市況が大きく下げた時などに合わ 策などが講じてあれば、 先に述べた株式評 価 例えば株式 の引き下げ

> なります。 式を移譲することもできるように つことが重要です。 せて「精算課税」

やはり時間的な余裕を持 を使って一気に株

まとめとして



しましょう。

を訪ねてみるのもいいと思います。 成功させるには時間をかけること 繰り返しになりますが、事業承継を 応じて検討しなければなりません。 結果を左右する重要な要素です。 が必要です。 お勧めします。 したが、具体的には個別のケースに 稿で幾つかの施策・方策を紹介しま 度専門家に相談してみることを その中で税の問題は事業承継 早めに第 公的機関の相談窓口 一歩を踏み出 本

私たちは企業経営のパートナー として、お客さまと共に「みらい」を 創造します。

会計、税務、労務などワンストップで幅広い業務を支援します。

り みらいコンサルティング お問い合わせ

臨むことが必要です。後継者はすぐ できません。 には社長の代わりを務めることは の時間をかけて総合戦略をもって ,業承継を成功させるには 定



子

を望んでいると思います。 ジを受けたお肌も早めのお手入れ が巡ってまいりました。夏にダメー 暑も終 かり涼風が心地よい季 節

の仕組

に移動してくるのです。そのためれて最終的に死んだ細胞群が上層 しましたが)ことを指しているよ 最終的に角質となる(垢とご説明 いる細胞群 という言葉はこの皮膚を構成して ルなどで耳にするターンオーバー ます。よくスキンケアのコマーシャ 内側からのお手入れが重要になり高価な化粧品をご利用になる前に な役割を担う細胞群が押し上げらす。そしてまた身体の内側から様々 2週間程度で剥がれ落ちていきま な刺激から守るために集まった死が日頃目にする皮膚は身体を外的 と言い換えることができます。 代では約20日ですが、 肌表面はザックリ説明すると『垢』 ターンオーバー が順次上層部に移動し、 死んだ細胞 は

> す。 のです。の内容などに大きく影響を受ける て異なり、 そしてその速度自体も人によっ 10 0 日必 体調や生活習慣、 要と言わ 7 食事

有効な栄養素

遥かに可能性が低いのです。因みに代の知り合いにバッタリと会うより に分解されますので、お肌に直結すンは消化管で小さなアミノ酸の分子 が出ることはありません。コラーゲラーゲンを食べてもお肌に直接効果 せんか?気分の問題はさて置き、コ 成に生理学的に重要な2つのアミノ な可能性に賭けるよりコラーゲン合 コラーゲンを肌表面に塗っても効果 るチャンスは渋谷の街頭で幼稚園時 卜 る食材を食べてお肌がプルプル TVなどで「コラーゲンの入って 程度は同様です。そのような僅か をお聞きになったことはあ なりました」といった食レポ プロリンとリジンが豊富に含ま いる食材を利用してお肌のケア いりま j

つのアミノ酸が含まれている食

にビタミンCは欠かせません。秋鳥ですね。また、コラーゲン合成 のはNGです。 れていますので大量に召し上がる て砂糖とよく似た成分も多く含ま な果物はお薦めですが、果糖といっ においしくなるビタミン類の豊 食材は肌にも有益ですので一 として大豆 に優しいお豆 ありま などの 石二 富

どに含まれているシスチンがありるものにアミノ酸の一種で小麦な 維持にも有益です。 次にお肌の栄養素として挙げられ シスチンは美しい髪 や爪 0

す。鶏冠や魚の目、野菜ではオクない成分にヒアルロン酸もありま が多いので量をお考えください。れています。ただ、動物性の食 れています。ただ、動物性の食材チンは卵黄や牛・豚肉や魚に含ま ラなどネバネバ食材に含まれてい て関節にとっても優しい みずみずしいお肌つくりに欠か 同様に皮膚の傷などに有効なビオ 食材です。 せ

栄養補給と生活習慣

てこそ望ましい働きをしてくれるラル、微量元素などを積極的に摂っアミノ酸やマルチビタミン・ミネ 摂っても無意味です。 ていては肌のための成分を大量に を考えてくれません。 7体の基礎となる栄養素が不足 栄養素は自分では利用 基礎 となる 中目る

> ためと考えても必要な成分が不足養補給が行われますので、お肌ので生命の維持に必要な場所から栄 していれ 当然そちらに廻 つって

ることは露出した脳にダメージをさなお子様を叱るときに手を挙げとは無関係かもしれませんが、小脳」と呼ばれているのです。美肌 ことができません。実は肌と脳(中 などによって腸の環境が悪化にも直結します。睡眠不足や 叱り方が変わるかもしれませんね。 与えると覚えておいていただくと を辿っているので、「肌は露出した 枢神経)は生まれでるとき同じ経路 また強いストレスに肌は対応する ば肌は敏感に体調を感じ取ります。 食卓の工夫に加えて、 結局は栄養素の働きに寄り添

健やかな生活が美肌 を作る最高 心身ともに

株式会社jast jastロイヤルクラブ 健康相談室

お問い合わせ **2**03-6265-0263 HP http://www.jast1.jp

目黒区商工まつリ・目黒区民まつリ

目黒区商工まつり(法人会ブース)

平成27年7月25日(土)~26日(日)

税金クイズを考慮中…



目黒区民まつり「さんままつり」

平成 27 年 9 月 20 日 (日)

(目黒税務連絡協議会ブース)



普通救命技術者 資格取得者 意見交換会	10月30日儘 18時~	目黒法人会館 2階会議室	普通・上級救命資格認定を取得されている方の意見交換会。 目黒消防署救命係署員の実例や体験談も聞けます。
源泉部会 年末調整等説明会	11月5日金 14時~	目黒税務署	・年末調整等に関する説明会を先行して開催。 目黒税務署源泉審理担当上席
青年部会 I T研修会 (誰でも参加自由)	11月6日惍 17時30分~	目黒法人会館 2階会議室	・テーマ:中小企業の実践WEB活用」 ・講師:株式会社スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏
納税表彰式	11月12日休 15時~	目黒区総合庁舎 大会議室	・納税表彰式終了後、納税表彰受賞者祝賀会開催(目黒区 総合庁舎食堂にて)
普通救命技術者 資格取得講習会 (誰でも参加自由)	11月13日金 18時~	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うため に所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除 細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術 者資格」が取得できます。
平成 27 年分 年末調整等説明会	11月16日(月) 13時~16時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール (大ホール)	・大岡山・柿の木坂・自由が丘・洗足・平町・鷹番 ・中央町・中根・原町・東が丘・碑文谷・緑が丘・南 ・目黒本町・八雲
平成 27 年分 年末調整等説明会	11月17日火 13時~16時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール (大ホール)	・青葉台・大橋・上目黒・駒場・五本木・下目黒・中町・中目黒・東山・三田・目黒・祐天寺
税を考える週間 「税務講演会」 (誰でも参加自由)	11月17日火) 17時~	目黒区総合庁舎 大会議室	・講師: 諏方 正良 氏(目黒税務署長) ・演題: 「相続のおはなし」 ・講師: 特定社会保険労務士・行政書士 産業カウンセラー 小林マネジメントサービス 小林富佐子 氏 ・演題: 「中小企業のマイナンバー対応」 〜具体的な対応策を説明します〜
経営者セミナー 〜事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す〜 (誰でも参加自由)	第2回11月18日(x) 16時~18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会(全3回) 〜がんばれ2世、3世、後継経営者〜 ・第2回 企業価値、株主価値の創造の観点から コポレートファイナンスの本質と実践活用 講師:GVC アセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏
厚生共益事業委員会 日帰り研修会 (誰でも参加自由)	11月25日(x) 8時~18時	神奈川県横須賀市 猿島・軍港めぐり 三崎 生麦キリンビール 等視察	・横須賀市沖に浮かぶ、周囲 1.6Km ほどの無人島「猿島」 は明治時代の砲台跡の旧軍施設等の要塞の遺跡が残り、 国の史跡に指定されています
経営者セミナー 〜事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す〜 (誰でも参加自由)	第3回12月16日(水) 16時~18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会(全3回) 〜がんばれ2世、3世、後継経営者〜 ・第3回 マーケットの企業評価の観点から 経営成果と株価のメカニズムとは 講師:GVC アセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください ※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お

願いします。 FAX:3712-8829 TEL:3712-9588 Eメールアドレス:mg_info@tohoren.or.jp (他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社住所: E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。 毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外に

も随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局(TEL:3712-9588)までお問合せください。 最新のイベント情報は、当会のホームページ(http://www.tohoren.or.jp/meguro/)をご覧ください。

行 事	日時	会 場	内 容		
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー・人事・労務・賃金全般・社会・労働保険全般(厚生年金、健康保険、労働保険など)・経営・金融など相談全般		
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用のパソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます(http//www.tohoren.or.jp/meguro/)・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます		
	10月22日休13時30分				
±	12月 8日火13時30分		新設法人対象(会員不問)税知識、会社設立に伴う税務手		
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	2月24日(水)13時30分	目黒税務署	続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に)をご覧下		
	4月21日休13時30分		さい)		
	6月21日休13時30分				
	10月21日(水)14時				
	11月13日俭14時		 決算期を迎える法人対象(会員不問)		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	12月 3日金14時	目黒税務署	主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所		
(能でも参加日田)	1月20日(水)14時		得税等を解説します。		
	2月23日伙14時				
目黒都税事務所 家を買うとき・建替える ときにかかる税金講座 (誰でも参加自由)	10月9日金 13時30分~15時30分	目黒区総合庁舎 本館 1 階 E会議室	不動産の購入・新築・建替えを検討中の方や、不動産を所有している方を対象に、関係する都税(固定資産税・不動産取得税)の仕組みや軽減制度について説明します。 講師:目黒都税事務所職員		
第 24 回 めぐろ 童謡コンサート (税金クイズ等)	10月11日(日)13時開演 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	・河口三千代・佐藤由里亜 氏、(ウサギとキャメの愉快な 童謡を) ・学校法人 育英幼稚園、月光原小学校合唱団、区立第7中 学校吹奏楽部、男声合唱団「羅漢」、女声合唱団「メル」、 鳥取県わらび館 山尾純子氏(うた)、野口慶子氏(ピ アノ伴奏)の皆さん出演		
経営者セミナー 〜事業者目線から 経営者目線への 成長を目指す〜 (誰でも参加自由)	第1回10月14日(水) 16時~18時	目黒法人会館 2階会議室	本気の経営者をめざす勉強会(全3回) 〜がんばれ2世、3世、後継経営者〜 ・第1回 企業競争力の観点 ビジネスのエコシステムと三つの目線 資金調達コストと事業目的利益の関係 講師:GVCアセットマネジメント株式会社 代表取締役 寺本義雄氏		
普通救命技術者 資格更新再講習会 (誰でも参加自由)	10月16日惍18時~	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。		
第4支部 医療講演会 (誰でも参加自由)	10月22日休 18時~	中目黒住区センター 2階 第5・6会議室	・演題:『ロコモティブシンドロームって何?』 ・講師:東京共済病院 整形外科部長 山村 拓也 氏		
源泉実務研修会(2)	10月23日金 13時30分~	目黒信用金庫 本部	・講師:目黒税務署 源泉審理官 ・内容:年末調整直前チェックポイント		
日中友好講演会 (誰でも参加自由)	10月 26日(月) 18時~	目黒区総合庁舎 大会議室	・演題:日中関係と日本のこれから ・講師:丹羽 宇一郎 氏		
青年部会 税務研修会 (誰でも参加自由)	10月27日火) 17時~	目黒法人会館 2階会議室	・演目:相続のおはなし ・講師:目黒税務署長 諏方 正良 氏		

これからの予定

「税を考える週間」関連事業 税務講演会のご案内

目黒税務連絡協議会では11月11日(水)~18日(火)の「税を考える週間」関連事業とい たしまして税務講演会を開催いたします。

所:目黒区総合庁舎大会議室 (目黒区上目黒2-19-15)

間:11月17日(火)午後6時~8時

容: (第1部) 目黒税務署長講演会 演題「相続税のおはなし」

(第2部) 特定社会保険労務士によるマイナンバー研修会

参加費:無料

厚生共益事業委員会企画 日帰りバス研修会のご案内 「猿島・横須賀軍港クルーズと三崎のマグロー

H 付:11月25日(水)

先:出発8時 帰着19時頃

猿島は横須賀市沖に浮かぶ周囲 1.6km ほどの東京湾で唯一の無人島です。明治時代 の砲台跡などの旧軍施設等の要塞跡が残っており、国の史跡にも指定されています。

また、横須賀軍港クルーズ、キリンビール横浜工場見学があります。

参加費:6,000円 定 員:40名(先着順)

※定員の都合がございますので、お申込を希望される方は事前に事務局までお問合せください。

お問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

ります。 学生の日本体験が」 掲載され、 本号には、

目黒法人会新会長、 い体制のスター -トが感じられる一方、(、目黒税務署新署長、

「よくわかる事業継承」も本号で一段落となり、次の企画に知恵を絞ってお子生の日本体験が」ありません。残念な気もしますが前号で終了しました。 今年最後のお届けになりますが ご購読ありがとうございました。 3年続いた「外国人留それぞれの新任挨拶が

公益社団法人 目黒法人会会員 公益社団法人 目黒法人会会員

てくれた。 もその因の一つにされている。 (葉っぱと見分けがつかない などに 弟が 61 ナ */*\ を見ることもあると言う。 が 名前の会に入って ガ し大きくて翅に尾っぽ サキアゲハだったり、 飛んでると思って近 「花と緑の~~~」 いるクロ 目黒区内でも、 コ イマチ て、 ح درا クロ つづく 3 話 0 ウ 沖 な . う h 何 13

挙げて取り組んで く語り合う。 業の親父が、 超えた法人会の仲間同士で熱く語 せ駄目だと思わずに、 あるかもしれない。 か成果の出ない分野である。 合ってみよう。 か出来ることはない 街の衆にやさし あっと驚く解決法 心を温暖化させ いるが、 地球にやさ 13 か、 企業とし 地域 業種

田島順 郎

れるようになる。 地球温暖化の対策 \$, 法人会を なか

年は過酷な夏だっ

た。

地球温

暖

伦 今

猛暑、

底冷え、

各地で竜巻。

熱心

クを

で

化

増えて来て、 数ミリ大きなゴキブリが東京にも するらしい。 るはずのワモンゴキブリという 「キャーッ!」 不意に見た女性 そのうちあちこち という声 が 聞 が卒

恐いところでは、

鹿児島などに

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

て熱

0

企

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

- 1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
- 3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
- 4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
- 5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- ●東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- ●所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、 現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- ●東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- ○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- ○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは



^{公 益}東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内 TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642 http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp



色

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約の しおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み 合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度企業保障プラン+総合型V

、 大同生命の定期保険+ 、AIUのベーシック傷害保険) +Mタイプ

(大同生命の無配当) 総合医療保険

DAIDO 大同生命

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8 (渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU保険会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1 (新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1004(平成27年8月28日)